

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和6年1月1日時点

自治体名
三朝町

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	町営住宅、特定公共賃貸住宅の入居申請	②証明書の写しを提出	建設水道課 0858-43-3502	
2	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	③不要	町民課 0858-43-3505	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
3	所得・課税・資産等に関する証明の交付申請	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。
4	納税に関する証明の交付申請	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。
5	固定資産税課税台帳閲覧	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。
6	税の申告相談	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。
7	町税等に関する申告・届出(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。個人番号が必要となる手続きがあります。
8	国民健康保険税の試算	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。
9	社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の納付額確認書の交付申請	③不要	町民課 0858-43-3505	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要です。
10	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる。	②証明書又はカードの写しを提出	町民課 0858-43-3505	
11	住民票の写しの請求	③不要	町民課 0858-43-3505	住民票同一世帯であれば申請できます。
12	埋火葬の許可申請	③不要	町民課 0858-43-3505	
13	町営墓地の使用承継	②証明書又はカードの写しを提出	町民課 0858-43-3505	
14	三朝町ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金の申請	②証明書又はカードの写しを提出	観光交流課 0858-43-3514	
15	国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の各種申請手続き	③不要	福祉課 0858-43-3520	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは委任状を省略できます。
16	障がい者日常生活用具給付の申請	③不要	福祉課 0858-43-3520	
17	高齢者の日常生活支援(家族介護用品支給など)	③不要	福祉課 0858-43-3520	
18	緊急通報装置の申請	③不要	福祉課 0858-43-3520	
19	要介護認定の申請	③不要	福祉課 0858-43-3520	
20	介護保険負担限度額認定等の申請	③不要	福祉課 0858-43-3520	
21	犯罪被害者等見舞金の申請・受給	②証明書又はカードの写しを提出	総務課危機管理局 0858-43-3500	